

中止となった求職者訓練を申込されていた方の、他の求職者支援訓練への振替応募について

千葉労働局管内で実施される求職者支援訓練において、募集期間終了後に中止となった求職者支援訓練を申込みされていた方が、ハローワークでのキャリア・コンサルティングを経て他の求職者支援訓練の受講が必要と認められる場合は、応募者数が定員に達していない求職者支援訓練に限り、応募受付することとしました。受講希望者の救済の観点からも、ご理解とご協力をお願いします。

なお、振替応募に係る基本的なスケジュールについては、別紙のとおりとなります。

留意事項等については、以下のとおりです。

- ・ 応募者数が定員に達していない求職者支援訓練に限定し、選考後の辞退により定員割れとなった求職者支援訓練は対象としない。
- ・ 新規、その他の受講希望者は対象としない。
- ・ 他労働局からの振替応募も可能とする。
- ・ 選考を行った結果、合格基準に達した振替応募者により定員を超える場合において、振替応募合格者の中から辞退者が出たときは、振替応募での次点者を繰上合格とする。
- ・ あらかじめ、訓練実施機関は振替応募受付の可否を決定し、千葉労働局はその情報を各ハローワークに提供する。
- ・ ハローワークは、訓練実施機関の振替応募受付の可否一覧から、振替応募先の応募状況を求職者支援システムで確認した上で、訓練実施機関に振替応募者がいることを連絡することとしていること。
- ・ 振替応募の選考日前日までに、振替応募者一覧が訓練実施機関に送付されること。